

広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称）附属棟賃貸借事業に係る 基本協定書（案）

地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇（以下「受託者」という。）とは、以下のとおり、広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称）附属棟賃貸借事業の実施に係る基本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、発注者が平成33年秋を目途に建設する広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称）の本体建物（以下「新病院棟」という。）に、横断橋により接続する別棟の建物（以下「附属棟」という。）を受託者が整備し、完成後に所定の期間にわたり民法（明治29年法律第89号）及び借地借家法（平成3年法律第90号）に基づく建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結することを約す基本的な内容を定める。

（本契約の締結）

第2条 発注者及び受託者は、附属棟の建設工事が完了したときに、本契約を締結するものとする。

2 受託者が、本協定の締結日から本契約の締結日までの間において、次の各号に掲げる事項に該当した場合は、本契約を締結しないことがある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる事項
- (2) 地方独立行政法人広島市立病院機構契約規程実施要綱第2条第1項各号に掲げる事項
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始がなされた場合
- (4) 広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（昭和62年11月1日施行）第2条第6項に掲げる事項
- (5) 国税（所得税又は法人税、消費税及び地方消費税）、広島市税（個人市民税又は法人市民税、固定資産税及び軽自動車税）を滞納した場合

（附属棟の整備内容）

第3条 附属棟は、受託者が広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称）附属棟賃貸借事業プロポーザルにおいて提案した内容に基づき、発注者と受託者が協議して決定した内容により整備する。

（本契約の基本的な内容）

第4条 本契約の基本的な内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 発注者が受託者に支払う賃借料は、年額〇〇〇円（税抜）を上限とする。
- (2) 受託者が附属棟を整備する期間は、発注者は無償で敷地を受託者に貸し付けるものとする。
- (3) 発注者と受託者が締結する賃貸借契約の期間は、〇年間とし、貸付期間の始期及び終期は、新病院の開院時期を踏まえ、発注者と受託者が別途協議し、本契約を締結するときに決定するものとする。
- (4) 貸付期間中の附属棟に係る電気、ガス、水道及び下水道の使用料は発注者が負担する。

(5) 貸付期間中の土地は、民法第593条の使用貸借により契約するものとする。

(整備スケジュール)

第5条 受託者は、新病院棟のスケジュールに合わせて、附属棟の工事を遅滞なく行うこと。なお、附属棟は、新病院棟と横断橋により接続するため、必要に応じて新病院棟の工事業者と調整を行うこと。

(本協定に定めない事項の取扱)

第6条 本協定に定めのない事項については、発注者と受託者が協議して定める。

(本協定の変更)

第7条 本協定は、発注者と受託者との協議により、変更することができる。

以上の協定を締結したことを証するため、協定書を2通作成し、発注者及び受託者がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 所在地 広島市中区中町8番18号
名 称 地方独立行政法人広島市立病院機構
代表者 理事長 影 本 正 之

受託者 所在地
名 称
代表者